

令和元年度第3回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】令和元年11月13日（水）午後1時30分～午後4時15分

【場 所】市役所204会議室

【出席委員】11名

半田結会長 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部教授]、睦谷美恵子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、中塚真由美委員 [尾崎幼稚園長]、濱口雅子委員 [学校法人兵庫カトリック学園・赤穂あけぼの幼稚園園長]、目木志子委員 [坂越保育所長]、片岡裕紀子委員 [赤穂保育所保護者会]、佐井枝里子委員 [赤穂市PTA連合会母親部会]、氏部あかね委員 [公募市民]、高木稔之委員 [公募市民]、井上昭彦委員 [連合西播赤穂地区連絡会会長]、

【欠席委員】3名

金谷公子副会長 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部保育課第一部・保育課第三部非常勤講師]、山根一正委員 [高雄小学校長]、中川正悟委員 [社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園園長]

【事務局】

健康福祉部	西田佳代健康福祉部長 名田よしみ子育て健康課長 日笠二三枝保健センター所長 宍戸崇起子育て健康課こども支援係長
教育委員会	東南武士教育次長（管理） 近藤雅之教育委員会こども育成課長 高見直樹教育委員会生涯学習課長 山内陽子教育委員会こども育成課こども育成担当係長
オブザーバー	中村剛関西福祉大学社会福祉学部学部長
計画策定業者	株式会社関西計画技術研究所

【次 第】

1. 開 会
2. 報 告
 - (1) 赤穂市子どもの生活実態調査について【冊子】
3. 議 事
 - (1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について
 - ① 子ども・子育てを取り巻く現状と課題について【資料1】
 - ② 計画構成案について【資料2】
 - ③ 計画（素案）について【資料3、参考資料】
4. その他
5. 閉 会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第3回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、委員14名中11名の皆さまにご出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日、オブザーバーとして、関西福祉大学社会福祉学部長の中村教授と、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務および子どもの生活実態調査業務を委託しております株式会社関西計画技術研究所の上野さんにもご出席いただいております。

それでは、はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付しておりましたレジメと委員名簿、「赤穂市子どもの生活実態調査報告書」青い冊子でございます。それから、資料1の「赤穂市 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」A3の資料、それから資料2「赤穂市 子ども・子育て支援事業計画 構成案」こちらもA3の用紙でございます。および資料3の「赤穂市子ども・子育て支援事業計画 素案」です。皆様、お揃いでしょうか。

これらに加えまして、お手元のほうに本日、参考資料1としまして、「赤穂市 子ども・子育て支援事業計画 新規基本施策一覧」、それから参考資料2「生活保護、就学援助費等受給状況について」、参考資料3「第2期計画における達成度の指標（案）」をお配りしておりますが、これらも皆様、お揃いでしょうか。

これらの資料とニーズ調査の結果報告書が、無いという方がおられましたら事務局まで、お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここから先の進行につきましては、赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、半田会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

～会 長～

では、皆様、よろしく願いいたします。

早速ですが議事に入りたいと思います。はじめに会議の公開、傍聴につきましては、議題には不開示情報が含まれておりませんので、公開とさせていただきます。

本日の傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

2. 報告

(1) 赤穂市子どもの生活実態調査について

～会 長～

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。まず、報告1「(1) 赤穂市子どもの生活実態調査について」説明をよろしく願いいたします。

～事務局～

子どもの生活実態調査につきましては、前回の会議で速報値をご報告させていただきましたが、この度、報告書がまとまりましたので、結果の概要につきまして、株式会社関西計画技術研究所さんよりご説明をいただきます。

～計画策定事業者～

それでは私のほうから、調査結果報告書についてご説明いたします。

まず、めくっていただいて、目次をご覧ください。

この調査結果報告書は大きく5つの章から構成されております。1章が「調査の概要と分析の視点」ということで、今回の調査は2種類行っております。保護者・子どもアンケートと、社会資源調査です。保護者・子ども調査については、第2章と3章で、それぞれ保護者アンケート結果、子どもアンケート結果ということで記載しております。第4章につきましては、社会資源調査ということで、記載しております。で、第2章と3章については、前回のこの会議で、速報値をご報告しました。

本日は私のほうから、第2章から第4章まで、10分程度で概要を説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。

「第1章 調査の概要と分析の視点」でございます。

まず、調査の目的ですが、近年、子どもの貧困が社会的にも問題となっている中、本市においても子育て世帯の経済状況を含めた生活実態を把握し、今後の子育て支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的としております。

2の調査の概要ですが、まずは、子ども・保護者アンケートです。

こちらにつきましては、調査対象は市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者にアンケートをしました。配布回収状況ですが、全体の回収率は53.6%となっております。(2)は、社会資源調査です。こちらの調査対象は、市内の小中学校や幼稚園・保育所、福祉・医療関係機関などの職員の方を対象にアンケートをしました。回収率は88.6%となっております。

次に4ページをご覧ください。

分析の視点ということですが、ここでは、この後出てくる相対的貧困世帯の定義について、ご説明いたします。(2)本調査における相対的貧困世帯の定義をご覧ください。本調査における相対的貧困世帯とは、平成28年「国民生活基礎調査」において算出した貧困線に対応する世帯収入を下回る世帯とします。本調査では、保護者アンケートの間4において税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこから国が平成28年「国民生活基礎調査」により算出した貧困線に対応する世帯収入を概算した上で、相対的貧困となる区分を選定しております。

(3)本調査における相対的貧困世帯数の算出方法です。

相対的貧困世帯の算出にあたっては、平成28年「国民生活基礎調査」における所得五分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します。5ページにまいりまして、次に、平成28年「国民生活基礎調査」における貧困線に世帯人員の平方根を乗じて世帯人員別に相対的貧困線を算出します。内閣府の算定基準に従い、この世帯収入を下回る回答者からなる集計区分を本調査における相対的貧困層とします。その赤穂市の結果が5ページの下表になっており

ます。回収数 427 世帯のうち、38 世帯が相対的貧困世帯に該当します。相対的貧困率は 8.9%という結果になっております。

続きまして、調査結果の中身ですが、7 ページが「第 2 章 保護者アンケートの結果」となっております。

いくつか調査結果をご紹介します。15 ページをご覧ください。日常生活における支出についてというところで、「問 5 あなたの家庭で、過去 1 年間の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか」と質問しております。「なかった」という方が 78.2%おられ、それ以外の「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」という方が記載の通りとなっております。その下が相対的貧困状況・家庭類型別集計ということでクロス集計しております。ご覧いただきたいのは表の左側で、相対的貧困世帯と相対的貧困でない世帯を比較しております。「よくあった」と「ときどきあった」をみると、相対的貧困世帯のほうが相対的貧困でない世帯よりも数字が高くなっているという結果になっています。

次に 27 ページをご覧ください。

問 14 で、「あなたは、子育てに関わってから、以下のような経験をしたことがありますか」という質問をしております。70.0%の方が「1～6 のいずれも経験したことがない」と答えているのですが、おおよそ残りの方が、ここに記載している経験をしているという結果になっております。こちらについても、貧困世帯とそうでない世帯を比較しております。28 ページをご覧ください。ここも、貧困世帯とそうでない世帯をご覧いただきたいのですが、まず、「配偶者またはそれに相当するパートナーから暴力をふるわれたことがある」と回答した方は、相対的貧困世帯は 15.8%、相対的貧困でない世帯は 4.9%となっています。また、少し右の「自殺を考えたことがある」というところでは、同じように貧困世帯が 23.7%、そうでない世帯でない世帯が 5.4%という結果になっております。

次に子どもアンケート結果にまいります。

48 ページからが「第 3 章 子どもアンケート結果」となっております。今日、ご紹介する結果は 61 ページです。問 14 で、「あなたは、病院（歯医者を含む）に行きたかったが、我慢するように言われたことがありますか」という質問で、9 割の方が「ない」と答えております。その下ですが、相対的貧困世帯とそうでない世帯で「ない」を比較すると、相対的貧困世帯が少なくなっている状況でございます。

次の 62 ページをご覧ください。

問 15 で、「あなたは、中学や高校あるいは大学などに進学したいが、お金のことで、進路を制限されていると感じることはありますか」と聞いております。7 割の方は「ない」と答えていますが、残りの方は「少し感じる」「ある」「わからない」となっております。こちらについても、クロス集計をご覧ください。相対的貧困世帯は「ある」「少し感じる」が、それぞれ相対的貧困でない世帯よりも数字が高い結果となっております。

次に 70 ページをご覧ください。

問 23 で「あなたには将来の夢や目標がありますか」という質問をしております。「ある」と 6 割の方が答えております。こちらについてもクロス集計をみると、相対的貧困世帯は「どちらかというところある」「どちらかというところない」が、それぞれ 13.2%、15.8%となっておりますが、相対的貧困でない世帯では、「ある」「どちらかというところある」がそれぞれ 59.5%、21.5%と上回っております。

す。逆に「ない」に注目すると、相対的貧困世帯が 13.2%に対して、相対的貧困でない世帯は 7.1%という結果になっております。

次に 72 ページから「第 4 章 社会資源調査結果」となっております。

まず、問 1 において、「貴機関において、日々の業務の中で、経済的に困窮していると思われる家庭（困窮家庭）の子どもや保護者に接することがありますか」と質問しておられます。174 件のうち 59.2%の方が「ある」と答えております。73 ページにまいりまして、問 1 で「ある」と答えた方に対して、「問 2 困窮家庭には、具体的にどのような状況がありますか」と聞いております。「ひとり親家庭である」が最も多くなっております。次いで「子どもの学習面、発達面に課題がある」「不登校等であったり、決まった時間に通所できない」が続いています。

次に 75 ページをご覧ください。

こちらも問 1 で「ある」と答えた方に聞いております。「問 3 これまでに困窮家庭の子どもと関わる中で、特に印象に残った子どもの状況について具体的に教えてください」と聞いております。その中で多かった意見としては、「不衛生な状態」「不登校・遅刻が多い」「不十分な食生活」「学校等での未払がある」「保護者の養育能力が低い」といった意見があがっております。

次に 76 ページをご覧ください。

問 4 では「困窮家庭の子どもや保護者に対し、これまでどのような支援を行っておりますか」と聞いております。子どもへの支援については、「家庭訪問等による関係づくり」「情報共有・連携」「食に関する支援」「衛生面の支援」が多くあがっております。保護者への支援については、「家庭訪問等による関係づくり」「各種制度の手続き支援」「情報共有・連携」といった意見が多くあがっております。

私からは以上になります。

～オブザーバー～

「第 5 章 総括・まとめ」について説明します。83 ページです。今回実施した調査は子ども生活実態調査と社会資源調査の 2 種類です。「1. 2つの調査の意味」のところを読み上げます。

第 2 期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、まず子ども・子育てに関するニーズ調査を行いました。しかしその調査では、子どもの貧困を含む子ども・家庭の生活実態を十分に把握することはできていない。そのため、先ほど説明した子ども生活実態調査と社会資源調査を実施しました。このうち子どもの生活実態調査は、「剥奪指標」という観点から調査票を作成しました。

「剥奪」とは、世界的に貧困調査で使用されている指標で、本来子どもが享受すべき物や機会などが、社会の適切でない（不正な）仕組みが故に「奪われている」ことを意味します。本調査では、子どもの剥奪指標の観点として、①物質的なもの、②社会関係、③実存的なもの（自分自身に関するもの）という 3 つを設定し、この 3 つの観点に基づき質問項目を設定しました。本調査の目的は、先の 3 つの観点から生活を捉えることで、生活実態を総体的に理解することです。

一方社会資源調査は、ニーズ調査や子どもの生活実態調査で明らかになったニーズ（支援が必要な状態）を充足する社会資源が、赤穂市内にどれだけあるのかを把握することを目的としています。加えて本調査では、子どもと関わっている人たちが実際に目にする子どもの生活実態（貧困状態を含む）、ならびに、有効な支援の仕方などの把握も目的としました。

調査結果は、「2. 調査結果の分析・考察」にある通り、回収率は 53.6%です。本調査は、親と

子のそれぞれが記入し、かつ、それを同封して投函する必要があります。貧困状態が故に生活にゆとりがなければ、記入・投函しない可能性は高まることが推察されます。このことから、本調査結果は、相対的貧困世帯と相対的貧困ではない世帯の生活実態の違いについて、正確な状態を把握することは困難ですが、一定の傾向性を読み取ることはできます。

保護者については、物質的状态、社会関係の状态、経験を調査しました。84ページの「考察」を読み上げます。「必要なものが買えない」といったことが、相対的貧困でない世帯より相対的貧困世帯の方が多いです。この結果は、半ば必然的といえます。しかし本調査では、相対的貧困世帯は、「子どもと話す時間」や「相談者の有無」といった社会関係にも影響を及ぼす可能性があることが示唆されています。さらに、先ほど見た通り、相対的貧困世帯は、「配偶者またはそれに相当するパートナーからの暴力」や「自殺を考えたことがある」といった深刻な状態に陥る可能性が高くなる可能性も読み取ることができます。

次に社会資源調査です。85ページにある通り、本調査で「子どもと保護者の状態に関する意見」と「支援に関する意見」を調査しました。それらを踏まえ、86ページのように計画への提言をまとめることができます。子どもの生活実態調査の目的は、子どもの貧困を含む子ども・家庭の生活実態を把握することでした。子どもの貧困に対して政府は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。その目的・理念は「1. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。2. 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」というものです。

この理念・目的と調査結果を踏まえると、第2期子ども・子育て支援事業計画に対して以下の3点を提言できます。

1つ目は「(1) 子どもに対する学習・教育支援」です。2つ目は「(2) 子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実」です。子どもの貧困状態の改善には、保護者の養育態度の改善・養育力の向上が必要です。しかし、社会資源調査から浮かび上がってくる現実には、その保護者指導の困難さです。そこで、子どもを支えながらも保護者などの環境の改善を図ることで、児童が抱える生活困難の改善・解決を図るのがスクール・ソーシャルワーカーです。子どもと保護者へのソーシャルワーク機能の充実が望まれます。3つ目は、「困窮家庭の子どもへの支援」です。また、国連で2015年に採択されたSDGs（エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）には「誰も置き去りにしない（Leave no one left behind）」ならびに「目標4（教育）：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」という考え方があります。この観点からも、困窮家庭の子どもへの支援は必要となります。

私からは以上です。

～事務局～

以上で、事務局の説明を終わります。

～会長～

はい、ありがとうございます。

皆さんもご覧になって、前回の会議よりもいろいろと生のデータということで、それだけで

も結構、衝撃的だったのですが、さらにクロス集計で出た結果などを見ますと、私は非常に重い感じで受け止めました。折角ですので、これについてどの様なことでも構いませんので、是非、出していただけたらと思います。ご感想を含めて、ご意見等を頂戴できたらと思います。いかがでしょうか。

～委員～

失礼します。本当に先生の説明に書いてある通り、回答されていない方の中には、やはり貧困層の方も居るのではないかと思うのですが、それでも、このような結果がアンケートで出たということで、やはり、貧困で悲しい思いをしている子どもが居るのだなと思います。実際、私が子ども食堂をさせていただいている中で、今、市民会館で、50人規模で月1回やっている子ども食堂とは別に、スクールソーシャルワーカーさんとの連携で、ちょっと寂しいかなというお子さんを別の日に連れて来てもらって、支援が本当に必要なお子さんだけを支援しているのですが、やはり、このアンケートの通りです。服だったり、食べることだったり、保護者の関わりも、なかなか全てのことにおいて難しいなということが、実際に家庭と関わる中で、本当にこの通りなんです。今は赤穂市だけではなく全国でいろいろな取り組みがされていて、その中でフードバンク関西さんなど、いろいろなNPO法人が月に1回、食べ物を家族数に見合った量を届けてくださって、3カ月に1回、服を届けてくださいます。赤穂市でも今、2件対象として、させていただいているのですが、やはり、何かしらの支援は必要だなと思います。まだ、取り組みも始まったばかりで、どういうふうにしていったらいいのかわからない中でやっているのですが、やはり、こういう結果を見ると、何かしてあげたいと皆が思うと思うのですが、何か市のほうでも出来たらいいなと思います。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいですか。

これは、私個人の感想ですが、厚労省など、他の機関がやっている全国調査と大きく矛盾する結果ではないというか、そういう結果が赤穂市でも出た、もちろん、それぞれの値に違いはあるわけですが、非常にリアルなものとして、今回の調査は受け止めることができました。人ごとのような意見で大変、恐縮なんですけど、まだまだやっていかなければならないことが、今回の調査によって、見えて来たのではないかという思いもしております。非常にセンシティブなアンケートでしたので、どのようになるかと非常に危惧したところがありましたが、今、委員が言われたように、もちろん、いろいろな思いで答えたり、答えなかったりということもあったとは思いますが、あらゆるアンケート調査が100パーセントということではなく、完璧ということはないわけですから、それでもこの様な調査によって、先ほど、報告してくださったように、一定の方向や力を入れて支援していくべきところというのが、赤穂市の場合でもはっきり見えてきたのではないかなという思いがしました。

このような調査分析に踏み込んで、まとめてくださった関西福祉大学と上野さんたちに、個人的にですが、有り難いなと思っております。

3. 議 事

(1) 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画について

① 子ども・子育てを取り巻く現状と課題について【資料1】

～会 長～

今日はこちらの生活実態調査を基にしまして、第2期の新たな子育て支援事業の計画について、審議するというのがメインになっておりますので、早速ですが、議事に移りたいと思います。まず、最初に資料1の「① 子ども・子育てを取り巻く現状と課題について」の説明をお願いいたします。

～事務局～

「子ども・子育てを取り巻く現状と課題について【資料1】」を説明します。計画を策定するにあたり、現状と課題を整理しました。現状については、ニーズ調査、生活実態調査、社会資源調査による現状把握と、人口推計、社会的背景、基本的指針を踏まえ整理しています。ニーズ調査では、子育て支援へのニーズの増大と多様化、子育てについての不安や負担の内容を把握しています。生活実態調査では、相対的貧困世帯は少数ですが、剥奪指標が高い傾向があること、社会資源調査では子どもと接する機会の多い機関や職員の59.2%が困窮家庭に接したことがあり、困窮家庭についての状況などから、子どもが大変厳しい状況におれていることを把握しています。

これらの現状から次の9つの課題に整理しています。「1. 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実」「2. 相談体制・情報提供の強化」「3. 増加・多様化する教育・保育ニーズへの対応」「4. ひとり親家庭への総合的な支援の強化」「5. 仕事と子育てを両立できる環境の推進」「6. 児童虐待や子どもの貧困への対策の強化」「7. 障がい児施策の推進」「8. 質の高い教育環境の整備」「9. 地域全体で子どもや子どもの育ちを支援する仕組みの強化」となります。

この課題を踏まえ、計画の基本理念、基本目標を設定しています。基本理念につきましては、第1期計画の基本理念「こども・家庭・地域を育む子育て応援都市・あこう」の考えを踏襲するとともに、子どもの貧困や虐待について本市においても重要であるとの考えから、次期の基本理念は「子どもと子育て家庭を地域全体で応援するまち赤穂 ～すべての子どもが可能性を开花できるまちをめざして～」としました。

また、そのための基本目標については次の5つを設定しました。「基本目標1 子どもを安心して生み育てられる支援の充実」「基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備」「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進」「基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進」となります。以上が、現状と課題の説明です。

～会 長～

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

現状と課題の大枠についての確認ということになるかと思いますが。

よろしいでしょうか。素案のほうで、また具体的にお気づきのことがあるかと思いますが、

まずはこうした枠組みなのだという事については、よろしいでしょうか。何かまた、ございましたら出していただきたいと思いますが、まずは資料1につきましては、こちらでよろしいでしょうか。

【異論なし】

② 計画構成案について【資料2】

～会長～

では、次の「② 計画構成案について」事務局から説明をお願いします。

～事務局～

「② 計画構成案について」について説明します。資料の左側に第1期計画における構成、右側に第2期計画における構成案を記載しています。第2期計画案の構成は、第1期計画から大きな変更はありません。第1章では計画策定の趣旨や位置づけ等となります。第2章では子育てを取り巻く現状と課題、第3章では基本理念や基本目標等、第4章では基本施策の推進、第5章では必須記載項目である事業ごとの量の見込み及び確保方策、第6章では計画の推進体制、最後に資料を記載しています。

第1期計画との違いは、第2期計画では「資料編」を「第7章 参考資料」と位置付けました。また、資料編の「4. 子ども・子育て支援事業推進班名簿」は、推進班が現在なくなりましたので削除しています。そして、第2章の「次世代後期計画の実施状況」を削除しています。これは第1期計画から次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定しているためです。

～会長～

はい、ありがとうございます。

今、子ども・子育て支援事業計画の構成案ということで、これは、この次の素案の枠組みということで、第1期計画と今度の新しい計画とを比較して、削除した部分等をご説明いただきました。こちらにつきましても、何かご意見等ございましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

こちらにつきましても、また、素案のほうでご感想も含めて、気づいた点などを出していただければと思いますので、まずは進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異論なし】

③ 計画（素案）について【資料3、参考資料】

～会長～

では、次の「③ 計画（素案）について」説明をお願いします。

～事務局～

計画素案の説明に入る前に、参考資料2「生活保護、就学援助費等受給状況について」説明します。前回の会議において、本市の子どもの貧困に関わり、生活保護や就学援助費の状況をおさえておく必要があるのではないかと委員からご意見があったので説明します。

生活保護世帯数は、18歳未満の子どものいる世帯では平成30年度で3世帯います。就学援助費の全児童数に対する割合は、小学校、中学校ともに12%台となっています。給食費の収納率は99.75%となっています。また、ひとり親世帯数は平成30年度で295世帯となっています。

次に、「③ 計画（素案）について」（1～48ページ）を説明します。「第1章 計画の策定にあたって」では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象、計画の策定体制を記載しています。

第2章の「1. 人口や世帯、就労等の状況」では、人口、世帯、結婚・離婚、就労状況の統計データを記載しています。本市の人口は減少傾向で推移しており、平成31年で47,612人となっています。

人口の構成割合は、15歳未満、15～64歳は減少傾向で推移し、65～74歳、75歳以上は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進展しています。

婚姻率は増減を繰り返し、平成28年で4.0となっています。全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県より下回って推移しています。離婚率は増減を繰り返し、平成28年で1.21となっています。全国、兵庫県と比較すると、全国、兵庫県より下回って推移しています。

就労の状況では、女性の年齢階層別労働力率を平成22年と平成27年で比較すると、25歳から84歳までどの年齢階層も労働力率が高まっています。

将来人口では、0歳人口に影響のある15～49歳の女性人口が減少するため、0歳人口及び総人口は今後、緩やかに減少していくことが見込まれます。将来人口は、令和2年の47,125人から令和6年の45,018人まで減少すると予測されます。就学前児童人口、及び小学生、中・高生人口（0～17歳）は令和2年の6,719人から令和6年の6,125人まで減少すると予測されます。

13ページからは第1期計画の達成状況になります。参考資料1の左側に記載している77事業に関する評価になります。評価は年度ごとに実施していますが、ここでは1期を通じた評価になります。

「基本目標1 子育てと仕事の両立が図られるよう支援します」の「施策の方向1 保育サービスの充実」をご覧ください。「4 一時預かり事業の充実」では、平成28年度、平成30年度と利用者が増加しており、「継続」と評価しています。「10 幼稚園教育の充実」では、平成30年度に塩屋幼稚園において3歳児保育試行を開始し、平成31年度（令和元年度）には塩屋幼稚園、尾崎幼稚園の2園で試行実施し、令和2年度は赤穂幼稚園、塩屋幼稚園、尾崎幼稚園の3園で試行実施するため、「拡充」と評価しています。

次に、「施策の方向2 子育て支援制度・サービスの充実」をご覧ください。「16 子育てに関する情報提供機能の強化」では、平成29年度より子育て支援総合サイト、子育て応援ナビ「赤穂すくすくキッズ」により、子育て支援サービスやイベント情報、予防接種情報等を発信し、「継続」と評価しています。「17 相談機関のネットワーク化」では、児童相談所、主任児童委員等と連携を図り、全体会議や個別ケース会議により相談支援体制の強化に努めました。「継続」と評価しています。

次に、「施策の方向3 仕事と子育ての両立の推進」をご覧ください。「22 就業・再就職の支援」では、(公財)ひょうご仕事と生活センターが発行する啓発チラシを市内企業や事業主に対して送付し、ワーク・ライフ・バランスについて理解と取り組みの働きかけを行いました。評価が空欄ですが、「継続」と評価しています。

次に、「基本目標2 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します」の「施策の方向1 家庭や地域の子育て力の向上」をご覧ください。「25 各種子育て相談の充実」では、児童虐待をはじめ、多様化・複雑化する問題に対応するため、平成30年度より要保護児童対策調整員を配置しました。また、家庭児童相談員及び要保護児童対策調整員による窓口相談のほか、姫路子ども家庭センターをはじめ、関係機関との連携を図り、迅速かつ適切な個別ケース対応を行い、「継続」と評価しています。

次に、「施策の方向2 子どもの安全を守る生活環境の整備」をご覧ください。「36 地域における見守りの促進」「37 防犯灯の設置の促進」「38 交通安全対策の推進」では、「継続」と評価しています。

次に、「基本目標3 すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します」の「施策の方向1 きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援」をご覧ください。「48 虐待の予防と早期発見への取り組みの強化」では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援や関係機関との連携強化により虐待の予防、早期発見に取り組みました。虐待の予防、早期発見を行うため、関係機関と連携を取りながら、児童の健全育成を進め、「継続」と評価しています。

次に、「施策の方向2 子どもや母親の健康の確保」をご覧ください。「53 妊産婦・新生児訪問指導の充実」では、あと産後ケア事業を実施し、家族等から産後の援助を受けることができない産婦に対し、育児指導を行いました。「拡充」と評価しています。

次に、「施策の方向3 小児医療体制の整備」をご覧ください。「64 乳幼児等医療費助成の充実」では、「継続」と評価しています。

最後に、「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます」です。「施策の方向1 豊かな心と健康なからだの育成推進」をご覧ください。「68 青少年に対する健康教育・保健指導の充実」では、「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、各中学校区の保育所、幼稚園及び小中学校が同一歩調で、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の習得に取り組みました。「継続」と評価しています。

次に、「施策の方向2 学校教育環境の整備」をご覧ください。「69 特色ある学校づくりの推進」では、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各種取り組みを実施しています。「継続」と評価しています。

次に、「施策の方向3 青少年の健全な育成のための環境整備」をご覧ください。「75 心の問題に配慮した相談体制の充実」では、青少年育成センターで相談などの対応を行いました。また、地域サポートチーム会議を各校区で開催し、共通理解を図り対応を協議しました。スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して、個別の事案に対応することができています。「継続」と評価しています。

62 ページから 47 ページは先ほど説明した調査結果、及び第2期に向けた課題を記載しています。

～会 長～

ありがとうございます。

今、1期計画で実施してきたことと、その評価を中心に説明していただきました。まずは、最初の「計画の策定にあたって」から12ページまでお読みになって、何か意味が通らないとか、分からないことなど、ございますでしょうか。

これは、私の感想で大変申し訳ないのですが、これはもう淡々と、このように赤穂市も人が減りつつあるのだなあと。とは言っても、赤穂市の人口の減り方は他の市町村に比べて、非常に緩やかで、地域によって差はありますが、他のところはもっと急激です。それでも赤穂市でも若干、減少しつつあり、それに伴い子どもの数も減ってくるというところが示されているかと思えます。

～委 員～

すみません、1点、確認ですが、冒頭で参考資料2ということで、生活保護等の状況について説明していただいた中で、給食費の未納がありますが、この未納の理由は貧困が理由と考えていいのか、最近はやっと払わない人も居るように聞いているのですが。どんな感じなのか、確認させてください。

～会 長～

いかがでしょうか。

～事務局～

貧困かどうかというところですが、必ずしもそうとは限らないと思います。と申しますのは、就学援助という制度が給食費のほうにもございまして、所得や家庭の事情で就学援助が認定されているのですが、その方々につきましては、給食費は無料ということで、ある程度のカバーはできています。ただ、それ以上の家庭の事情とか、所得だけでは判定できない貧困というのはあることはあるのですが、それ以外に給食センターで聞いておりますのは、所得があるのに払っていただけないとか、そういった方も居るということは聞いております。

～委 員～

分かりました。

～会 長～

他にございますでしょうか。

～委 員～

同じく参考資料2ですが、この就学援助費というのは、収入の制限がありますよね。この割合というのは他のところと比べて、多いのか、少ないのかは分かりませんか。いわゆる所得が少ないという人の割合が多いのかどうか。申請されない方も居るかとは思いますが、その辺はどう

为什么呢。

～事務局～

所得の基準は各自治体で定めるということになっておりますので、一概に他に比べてこのパーセンテージが低いとか、高いというのは判断がつきにくいところがございます。ただ、その基準につきましては、国の生活保護基準に準じて、赤穂市は算定しているとは聞いております。市によって、それを高めに設定するとか、低めに設定するとか、独自で設定しているところも聞いております。赤穂市につきましては、標準的な基準だとは考えております。

～委員～

標準的な金額があって、細かいことを言うと、アンケートのデータとすり合わせた時にどうなんでしょうか。

～事務局～

教育委員会に確認しまして、この就学援助が受けられる所得の基準ですが、例えば、4人世帯で270万8千円なのですが、こちらのほうを年収のベースに直しますと406万円程度になるということです。子どもの生活実態調査の相対的貧困世帯になっているラインと言うのが、4世帯では年収ベースで281万円ということなので、就学援助は本市は割と手厚く支援がされているのかなと思っています。相対的貧困世帯の実態とは少し合っていないところはあるのかなと思います。

～会長～

ありがとうございます。

そうですね。赤穂市が手厚いという側面もありつつ、アンケートやデータでは見えない、貧困に準ずるような子どもたちが居るのだなということを感じました。

他にございませんでしょうか。

素案の13ページ以降の「第1期計画の達成状況」についてですが、ほぼ拡充、継続される事業が主ですが、お気づきの点など、ございませんでしょうか。これはどういうことだったのですかということでも構いませんので、いかがでしょうか。

私からですが、14ページの10番「幼稚園教育の充実」のところですが、3歳児保育をスタートしているのですが、今年度の申し込みがトータル3園、93名で、実際は募集人員は75名ということですが、あふれた子どもたちがどのような所に行ったかとか、そういうのは何か把握さしているのでしょうか。

～事務局～

これは令和元年度の申し込み状況ということで、来年の4月入園に向けての人数ですが、抽選で入ることが出来なかった方の追跡調査は行っていないのですが、皆さん、それぞれ幼稚園の未就園児保育ですとか、保育所の園庭開放とか、各園で地域に開放しておりますので、そういった所をご利用いただいている状況でございます。

～会 長～

はい、ありがとうございました。

他に何かご質問、ご感想でも構いませんので、いかがでしょうか。

～委 員～

1期の計画に、病中、病後の何か、なかったでしょうか。どこかありますか。どこにも見当たらないのですが、抜けているのですか。

～事務局～

13 ページの 5 番にあります。

～委 員～

ごめんなさい。説明がなかったですが、大事なところなので。ありがとうございます。

～会 長～

そうですね。要望がようやく実って、病児・病後児保育事業が開設したというところで。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

すみません、また私からですが、25 ページの 75 番「心の問題に配慮し相談体制の充実」のところですが、先ほど、次期の計画に向けても、スクールソーシャルワーカーなど、ソーシャルワーク機能の充実が大事なのではないかというご提案がありましたが、現状として、75 番の 2 つ目のところで、関係機関と連携して、個別の事案に対応されているということですが、延べだいたいこれくらいとか、あるいは増えてきていますとか、あまり芳しくないとか、何かそういう傾向や様子がお分かりになるようなものがあれば、具体的な数でなくとも構わないので教えていただきたいのですが。

～事務局～

申し訳ございません。これは教育委員会の指導課が担当になっておりまして、本日、そういった細かい資料を持ち合わせておりません。

～会 長～

分かりました。

～事務局～

ただ、子育て健康課の実感といたしましては、スクールソーシャルワーカーの方は、毎週のように来られまして、さまざまな事情をこちらのほうにご相談いただき、スクールソーシャルワーカーの方と連携して、対応等に当たっているという状況がございます。ですので、非常に連携は取れているのではないかと実感しています。

～会 長～

ありがとうございます。

他に、はい、お願いいたします。

～委 員～

すみません、細かい話で恐縮ですが、24 ページの 66 番の「子どもが学ぶ機会の充実」ですが、この事業に元々、入っていなかったかもしれないのですが、赤穂市でこどもエコクラブと言って、環境関係で子どもがたくさん学ぶことができるような事業がありまして、うちの子どもも参加させていただいて非常に良かったなと思うのですが、来る前に赤穂市のホームページを見てみますと、今、募集をしていないのですが、エコクラブというのはまだ継続されておられるのでしょうか。

～事務局～

はい、継続しています。

～委 員～

していますか、申し訳ございません。それは良かった、ありがとうございます。次期のところにも書いていただくと、千種川の水質とか、いろいろな施設の体験とか、いろいろ学ぶ機会を与えていただいていますので、引き続き、よろしく申し上げます。

～会 長～

他、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

～委 員～

25 ページの 73 番「身近な遊び場の整備・充実」というところで、「専門技術者による遊具の定期点検を実施し状況把握を行い、子どもが安心して遊べる環境整備に努めました」と書いてあるのですが、これは公園だけということですか。学校や幼稚園の遊具の点検はされていないということですか。

～事務局～

こちらのほうは、公園の遊具ということになっております。

～委 員～

私も P T A で役員をしているのですが、毎年、P T A でペンキ塗りとか、ペンキ剥しとかをしているのですが、他の学校や幼稚園も同じように P T A でされているのかなと思って。結構、鏝落としやペンキ塗りは重労働なんです。年々、子どもの数もお母さんの数も減ってきている状態で、かなり P T A の負担が大きいので、一度、シルバー人材センターの協力でできないか聞いたことがあるのですが、今はそういうことはやっていないと。そういう技術者の方がいないと言わ

れて、結局、ボランティアや親に託すのかなと思って。やはり、ペンキが落ちてきたりとか、錆が落ちてきたりとか、危険性があるのに親に任せてしまっているのかというところと、負担が大き過ぎるので、市から援助していただけないかなと思ったのですが。

～会長～

お願いします。

～事務局～

はい、先ほどの幼稚園、保育所はどうなんでしょうかというご質問なのですが、幼稚園、保育所にも多くの遊具がございます。そういったものにつきましても、毎年、専門の業者によりまして、点検を行っております。老朽化や問題が生じている可能性がある場合は、計画的に改修を行っているところでございます。先ほど言われたペンキの塗り直しですとかは、あまりにひどい場合は市でやっている場合もあるのですが、PTAの皆様のご厚意といいますか、ボランティア活動により、対応いただいている状況も確かにございます。

～事務局～

小・中学校につきましても、毎年、専門の業者によりまして、遊具や体育用具の点検はやっているところでございます。危険箇所がありましたら、計画的には改修いたしておりますが、ペンキ塗りなどは幼稚園や保育所と同様で、ひどいところは、年度、年度でペンキ塗りを専門業者に依頼して改修しておりますが、全ての学校をとというのはなかなかできませんので、計画的にやっているところです。そういったボランティアのペンキ塗りにつきましては、本当に助かっております。できるだけ協力をお願いしたいと思っております。決してやっていないということではございませんので、よろしく願いいたします。

～委員～

そうしたら、ボランティアでさせてもらっているのは、幼稚園側の判断、各小学校の判断なので、あまり錆はひどくないけれど、ここなら塗ってもらってもいいという状況判断のもとで、塗らせていただいているということですかね。

～事務局～

はい、その通りで、各学校長の判断や園長の判断によりまして、お願いをしているところだと思います。

～会長～

ご協力、ありがとうございます。

～委員～

先ほど、おっしゃっていただいたように、子どもの数が減るイコール親の数が減ることは事実ですので、このままのPTA活動はきつくなっていくのは間違いない状況だと思います。その中

で支援をすると言いながらも、結局、負担が大きくなる結果になってしまったら意味がないので、この先、PTA活動をどう進めていくのかというのもあるのですが、今後、増えていくのが高齢者であるのであれば、自治会を含めた形でPTA活動に対して、老人会の方々のボランティアと連携をさせていただくというのを是非、後押ししていただければ、PTA活動も少しは楽になるのかなど。また、この目標、理念に掲げている地域全体で応援するまちづくりであるのならば、やはり、地域の方々、おじいちゃん、おばあちゃんなど、地域の方々が幼稚園や小学校に行って、その子どもたちとふれあってという機会を進めていくべきではないかなというのが、私の意見です。

～会 長～

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

～事務局～

ご意見、ありがとうございます。特色ある学校づくりの推進という中で、例えば、それぞれの学校にコミュニティスクールが出来てきておりますので、そういったご支援をお願いして、そういう中でまた、協力をしていただく形にしていきたいと考えております。

～委 員～

先々は、コミュニティスクールは全部の学校を援助していく形になるのでしょうか。

～事務局～

学校につきましては、全ての学校で今、整備していて、来年度には終わるのではないかと聞いております。

～事務局～

少し補足なのですが、先ほど、高齢者の皆様のお力をというお話があったのですが、現状におきましても、例えば、地域の高齢者の方々が園庭の花壇の整備や庭木の剪定をご協力いただいているという現状もございますし、また、ちょうど今の時期でしたら、空いている空間でサツマイモと一緒に育てて、収穫してということもしていただいております。非常に助かっております。ありがとうございます。

～会 長～

はい、よろしいでしょうか。

地域全体で子どもたちをという方向で見直して、今、あるものをバージョンアップしていけたらいいなと伺いました。

他にございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。あと、先ほどの26ページ以降の支援事業計画に関するニーズ調査ですが、生活実態調査の内容が抜粋して書かれています。そちらのほうにつきましてもいかがでしょうか。行政の対応に対する満足度なども35ページに出ております。さらに、実態調査も後半に出

ております。改めまして、重なることですが、もし、お気づきの点などございましたら。

～委員～

失礼します。この35ページの「行政の取組みに対する満足度」の下の部分についてですが、上の部分というのは本当に見えやすいですよ。正直に言うとやりやすい部分というか、取り組みやすい部分は本当に満足度が高くて、下のほうを見ると、すごく見えにくい部分で、取り組みもしにくい部分だと思うのです。虐待だったり、青少年の健全育成や環境整備だったり、すごく難しい部分だとは思いますが、これはやはり、先ほどの貧困の問題ともすごく連携のある部分なので、今後の取組みにおいて、こういった見えにくい部分において、力を入れてやっていただきたいと思います。

～会長～

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

できれば、今、委員が言われた、数値として見えにくいし、あげにくいというようなところへの手立てのようなものが、簡単なことではないかと思うのですが、何か2期計画でできたらなあという思いもします。感想です。

44ページからの社会資源調査のところですが、抜粋と言うか、困窮家庭の子どもと保護者についての様子などと、必要だと思われる支援が記載されているのですが、前に戻るような意見で申し訳ないのですが、この水色の子どもの生活実態調査結果報告書の77ページのところに、困窮家庭の子どもや保護者に対する支援を行っていて、悩んだり、困ったりしたことが記載されています。機関別集計の下のところですが、機関に関わらず「支援したいが、その方法がよく分からなかった」が多くなっています。さらに、「支援するための体制が整っていなかった」というご意見が出されているというところも、私はこの報告書を見て、ちょっと注目してもいいところではないかと思いました。相談をして、ある程度把握できているけれども、どうしたらよいか分からなかったというのは、当然、行政だから、専門家だからといって、パーフェクトに分かるわけではなく、個別、個別の状況はみんな違うわけですから、そういう辺りはもしかしたら、すごく大事なことはないかと思います。単に、専門家だから、行政だから、専門の知識を得ているからではなくて、何か赤穂の中でできることを見つけていくために、どこか分からないのですが、どこかで何かつくっていくことができれば、子どもや保護者の方に、1人でも多く対応できるのではないかと。楽観的な希望ですが、そのように思いました。

社会資源調査につきましても、生活実態調査と同様に、すごく貴重な調査ではないか、ここから出て来たご意見もすごく貴重なご意見だと思っておりましたので、何かこの辺をもう少し拾い上げるようなことがあってもいいのではないかと思いました。抜粋された素案のほうにはなかったのですが、感想も含めてお伝えしました。

他に何かございませんでしょうか。

今、この第1期計画を踏まえ、さらに実態調査を踏まえて、2期計画の作成をということですので、また、思い出すこともあるかも知れませんが、先ほどの48ページの課題の整理のところ、こうした課題を計画の中に何らかの事業として落とし込んでいく、反映させていくということ

ころに移ってよろしいでしょうか。では、説明をお願いします。

～事務局～

続いて、「第3章 計画の基本的な考え方」（P49～53）を説明します。49ページでは本計画の基本理念を記載しています。50ページでは、基本理念の実現に向けて、4つを基本的な視点を設定しています。「子どもの視点」「家庭の視点」「地域の視点」は第1期計画と同様です。「SDGsの視点」が新たに加わった視点となります。SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、各国が取り組みを進めています。本計画の基本理念（案）の「すべての子どもが可能性を開花できるまちをめざして」と重なるため、本市においても、子ども・子育て支援にSDGsの視点を取り入れ、施策を推進していきます。

51ページから52ページにかけては、5つの基本目標と考え方を記載しています。「基本目標1 子どもを安心して生み育てられる支援の充実」では、安心して子育てするためには、あらゆる状況の子どもと子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要であること、多様なニーズに対応できるよう、様々な子育て支援サービスに継続して取り組むとともに、母子保健や医療体制の一層の充実を図ること、また、子育てに不安や悩みを抱えた家庭が孤立することのないよう、相談体制・情報提供の充実に努めることを記載しています。

「基本目標2 子どもと仕事の両立ができる環境の整備」では、すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、男女ともに働きながら子育てがしやすい環境整備を促進する必要があること、多様な働き方やライフスタイルに応じた教育・保育ニーズに対応できるよう、引き続き、質の向上や体制整備に取り組むこと、また、働きやすい職場環境の整備や男女共同参画の視点で広報・啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを一層推進していくことを記載しています。

「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」では、貧困、虐待、障がいなどにより、社会的な支援が必要な子どもが増加傾向にあること、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要なこと、子どもの未来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、児童虐待の防止や、子どもの貧困対策、障がいのある子どもへの支援の充実に取り組むことを記載しています。貧困や虐待への対応はこれまでも実施してきていますが、今回の調査で明らかになったように、今後もいっそう取り組む必要があります。

「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進」では、子どもの成長には、様々な学習や体験・交流活動が欠かせません。子どもの学力の向上はもとより、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進すること、また、子どもが相談しやすい体制の充実を図り、心身の健やかな成長を支援するとともに、家庭や地域と連携し、すべての子ども・青少年を見守り、支える環境づくりに取り組むことを記載しています。

「基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進」では、子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、様々な体験をすることで心豊かに成長することができること、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、地域に

おける子育て支援意識の醸成を図るとともに、多様な資源を活かし、育てる取組みを進めていくこと、また、子どもや子育て家庭が快適な環境の中で、のびのびと活動できるよう、安全・安心な環境整備に努めることを記載しています。

次に53ページをご覧ください。施策の体系として、5つの基本目標ごとに施策の方向を示しています。「基本目標1 子どもを安心して生み育てられる支援の充実」では、「1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実」「2 相談体制・情報提供の充実」「3 子育て支援サービスの充実」、「基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備」では、「1 教育・保育サービスの充実」「2 ワーク・ライフ・バランスの推進」、「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」では、「1 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実」「2 児童虐待防止対策の推進」「3 障がいのある子どもへの支援の充実」、「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進」では、「1 豊かな心と健康なからだの育成推進」「2 学校教育環境の整備」「3 青少年の健全な育成のための環境整備」、「基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進」では、「1 地域の子育て力の向上」「2 子どもの安全を守る生活環境の整備」としています。

基本目標1～2が保護者の視点、基本目標3～4が子どもの視点、基本目標5が地域の視点となっています。

次に、参考資料1の説明をします。先ほど説明した通り、左側に第1期計画の施策、右側に第2期計画の施策を示しています。第1期計画の77施策を統廃合し、9つの新設事業を加えて、第2期計画では80施策となっています。基本目標は3つから4つに増えていますが、基本目標3を新たに設定しています。1期施策Noで対応を示しています。「◎」については、基本指針項目に対応したものとなっています。

次に「第4章 基本施策の推進」(P54～P71)を説明します。施策の方向ごとに、ナンバー(N0)、施策、内容、担当課を示しています。「★新規」は第2期計画で新たに取り組むものですが、参考資料1の「●」(新設施策)の数とは一致しないことを予めご了承ください。

それでは54ページをご覧ください。「基本目標1 子どもを安心して生み育てられる支援の充実」です。「施策の方向1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実」では、「健診事業の充実」など13施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向2 相談体制・情報提供の充実」では、「相談機関のネットワーク化」など5施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向3 子育て支援サービスの充実」では、「一時預かり事業の充実」など8施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。

次に62ページをご覧ください。「基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備」です。「施策の方向1 教育・保育サービスの充実」では、「教育・保育の提供体制の充実」など9施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進」では、「子育てと仕事の両立に向けた広報・啓発」など4施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。

次に59ページをご覧ください。「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」です。「施策の方向1 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実」では、「ひとり親家庭の自立支援の充実」など5施策を記載しています。この内、No.43「学習支援の推進」、No.44「相談支援ネットワークの充実」が新規となります。「施策の方向2 児童虐待防止対策の推

進」では、「虐待の予防と早期発見への取組みの強化」など4施策を記載しています。この内、No.45「虐待の予防と早期発見への取組みの強化」において、「子ども家庭総合支援拠点」の整備の検討など新規の取組を記載しています。「施策の方向3 障がいのある子どもへの支援の充実」では、「障がいのある子どもの早期発見・早期支援」など7施策を記載しています。この内、No.49「障がいのある子どもの早期発見・早期支援」において、特別な配慮・支援を必要とする子どもを対象とした相談事業、また、No.55「医療的ケアの推進」など新規の取組を記載しています。

次に66ページをご覧ください。「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進」です。「施策の方向1 豊かな心と健康なからだの育成推進」では、「心豊かな子どもの育成をめざした教育の推進」など4施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向2 学校教育環境の整備」では、「特色ある学校づくりの推進」など4施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向3 青少年の健全な育成のための環境整備」では、「心の問題に配慮した相談体制の充実」など3施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。

次に69ページをご覧ください。「基本目標5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進」です。「施策の方向1 地域の子育て力の向上」では、「母親クラブの充実」など7施策を記載しています。すべての1期からの継続となります。「施策の方向2 子どもの安全を守る生活環境の整備」では、「地域での安心・安全ネットワークづくり」など7施策を記載しています。この内、No.80「施設・通学路の安全対策の充実」において、「通学路の安全を確保するため、「赤穂市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路安全推進会議による合同点検の実施など新規の取組を記載しています。

次に参考資料3について説明します。第2期計画における達成度の指標案です。先ず「基本目標1 子どもを安心して生み育てられる支援の充実」です。「施策の方向1 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実」では「産婦健康診査の受診率」、「施策の方向2 相談体制・情報提供の充実」では「行政の取組の満足度（子育て相談事業の充実、子育て支援に関する情報提供の強化）」、「施策の方向3 子育て支援サービスの充実」では「乳幼児一時預かり事業の利用者数」を案としてあげています。

次に「基本目標2 子育てと仕事の両立ができる環境の整備」です。「施策の方向1 教育・保育サービスの充実」では「3歳児保育の利用人数」、「施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進」では「父親の育児休業の取得率」を案としてあげています。

次に「基本目標3 生まれ育った環境に左右されることのない育ちの支援」です。「施策の方向1 子どもの貧困対策及びひとり親家庭への支援の充実」では「支援により就労に至ったひとり親の数」、「施策の方向2 児童虐待防止対策の推進」では「わが子を虐待しているのではないかと思っ悩んだことがある人の割合」、「施策の方向3 障がいのある子どもへの支援の充実」では「医療的ケア児コーディネーターの配置」を案としてあげています。

次に「基本目標4 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成の推進」です。「施策の方向1 豊かな心と健康なからだの育成推進」では「学校医や専門家による職員研修の実施回数」、「施策の方向2 学校教育環境の整備」では「外部人材による教育機会の実施回数」、「施策の方向3 青少年の健全な育成のための環境整備」では「自殺予防プログラムの実施箇所数」を案としてあげています。

次に「基本目標 5 地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支援する環境の推進」です。「施策の方向 1 地域の子育て力の向上」では「地域における子どもの居場所のか所数」、「施策の方向 2 子どもの安全を守る生活環境の整備」では、「子どもの人身事故件数」を案としてあげています。

～事務局～

続いて、「第 5 章 事業量の見込みと確保方策」(P76～82) について説明します。これまで本会議において事業量の見込みを説明しましたが、本日は変更点を担当課から説明します。

74 ページをご覧ください。1号認定は、上段(4～5歳)は確保方策が量の見込みを上回っています。下段(3歳児保育)については、アンケート調査の結果により3歳児の53.4%が希望しているため、推計人口に掛けて算出しています。令和元年は93名の応募があり、18名が抽選により利用できない状況です。今後、人材、施設、財政面から対策を強化して、希望する人が全員利用できるよう取り組んでまいります。次に2号認定です。計画期間すべてに不足が生じていますが、幼稚園の預かり保育で対応していきたいと考えています。3号認定では0歳児に不足が生じていますが、人材確保に努めるとともに、保育料無償化にともなうニーズを注視していきます。

76 ページをご覧ください。延長保育事業は、すべての保育所で実施し、見込み量は十分に確保されていますが、今後も供給可能な体制を維持していきます。

～事務局～

続いて、「第 5 章 事業量の見込みと確保方策」(P76～82) における変更点を説明します。76 ページをご覧ください。アフタースクール(放課後児童健全育成事業) についてです。県との協議も踏まえ、人口の減少率を加味して、量も見込みを算出しています。9月の数値から1%～4%減少となっています。次に77 ページをご覧ください。地域子育て支援拠点事業は、県の指導があり、これまで月あたりで算出していた数値を年あたりに直しているため数値が大きくなっています

～事務局～

訂正箇所を2点説明します。76 ページ、アフタースクール(放課後児童健全育成事業) の表中、「実績」を「確保方策」に訂正させていただきます。また、79 ページ、病児・病後児保育事業の施設数は「0」でなく「1」と訂正させていただきます。

～会長～

はい、ありがとうございます。

素案、内容、見込み量も達成度の指標というところですが、まずは、素案の49ページ以降につきまして、いかがでしょうか。どこからでも構いませんが、まずは素案からのほうが分かりやすいかなと思っているのですが。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

「基本目標 3」辺りが、今回は、先ほどの実態調査、ニーズ調査等から見えて来た課題などが項目としてあげられているところだと思います。

～委員～

何回もすみません。63 ページに「子ども家庭総合支援拠点」の整備とあるのですが、これは具体的にはどういうことなのでしょう。

～事務局～

全国的に児童相談所がなかなか忙しいということで、市町村での虐待に対する専門性を強化しようという取り組みです。児童相談所の専門的な部分も担っていきけるような体制を市町村でも整えていこう、といった事業でございます。

～委員～

窓口に関しては、子育て健康課でしょうか。

～事務局～

現状では、そのように考えております。

～委員～

このアンケートにもあるのですが、虐待に関してですが、正直、他の市町村と比べて赤穂市の虐待に関する取り組みは非常に薄いと思うのです。虐待に関しての相談窓口が、市役所にはありますけど、何の相談にどこに行っていいいのか分からないということを、私たちはものすごく聞くのです。確かに、子育て健康課、保健センターとありますが、そこがいったい何をしているところか分からないですよ。虐待が気になることがあるけど、どこに行けばいいのか分からないというのを、やはり、明確にしないと、いくらいろいろなことをやっても、なかなか声が役所に届かないのではないかと、私は常々思うのです。だから、そういう取り組みを行政の中だけでやっても仕方ないと思うのです。取り組みをやっているというのを、もっと広くアピールするとか。他だと、虐待防止キャンペーンなどを駅前など、外に出てやっているところが多いのです。うちも去年や一昨年にオレンジリボンキャンペーンで、そういうイベントもたくさんやらせてもらったのですが、それはやはり、行政が取り組むべきではないかなと、非常に思うところがあります。確かに、封筒に 184 と書いて印刷するのもありかなとは思いますが、そういうことではなくて、何かそういうことがあったら、ここの子育て健康課に言ってくださいみたいな、マラソンなどの大きなイベントもいいのですが、もう少し予算を虐待のほうに、マラソンくらいの規模でやってくださいとは言っていないので、予算的なものも考えていただいて、虐待に対して取り組んでいるというのを、赤穂市はもう少し何とかできないですかという提案です。

～事務局～

ニーズ調査からも、相談先が見えにくいという課題が浮かび上がってきましたので、今回の第 2 期計画におきましては、56 ページですが、「相談体制・情報提供の充実」を掲げまして、出来る限り、先ほど、おっしゃっていただきましたように、どこに相談したらいいか分からないというところを無くすような取り組みを行政としてもやっていけたらと考えております。

それから、62 ページの「相談支援ネットワークの充実」を新たな項目として加えていますが、

社会資源調査の中でも、なかなか相談支援体制が整っていないという声が多くありました。行政や関係団体、民間の方など、いろいろな所とネットワークを組みまして、虐待や貧困などの声が、いち早く行政に届く仕組みづくりもこの第2期計画で取り組んでいきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

～委員～

委員が言われていた虐待について、私も同じように、早期発見はどんな感じでされるのだろうという疑問と、各中学校に心の教室相談員を配置し、心の悩みや不安を持つ子どもたちが安心して生活できる空間ということで、教室を確保されているそうですが、これはどれくらいの子どもさんが行かれているのかなど。ある中学校に関しては、結構、不登校の子もたくさん居られると聞きますし、どんな感じなのか知りたいなと思いましたので。

～会長～

お願いします。

～事務局～

虐待の早期発見につきましては、特定妊婦とされています妊娠期から気になる家庭の方ですとか、出産後も産後訪問などの事業を通しまして、健診の受診者など、いろいろな内容の要素を保健センターなどと連携しまして、気づきの段階ですくい上げていくような取り組みを市として進めております。

それから中学校の教室の関係ですが、この点は指導課になりまして、こちらのほうでは分かりかねるのですが。

～事務局～

中学校の相談窓口の件ですが、少し指導課とも相談させていただいてから、また、お答えさせていただくということで、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

～事務局～

少し補足なのですが、先ほど、虐待の早期発見というお話があったかと思いますが、当然、妊娠の初期からも含めまして、また、幼稚園、保育所におきましても、職員一同、そういった視点、感覚を持って職務を行っておりますので、虐待をどこに相談したらいいか分からないという側面も確かにあると思うのですが、逆に言えば、あらゆる子どもに関係する機関が、虐待の兆候を敏感に感知して、さらに関係機関が情報共有をして対応していくということが必要かなと考えております。

～会 長～

ありがとうございます。期待しております、よろしく申し上げます。
他にございませんでしょうか。

～委 員～

学習支援の推進ですが、具体的にはどういった形ですか。

～事務局～

これにつきましては、今後の目標に掲げまして、検討課題として進めていきたいと思っています。

～委 員～

失礼します。それに関して、私もすごく大事だと思いました。先ほど、アンケートの一番、最初の言葉がすごく気になっていて、54パーセントくらいの回収、だから方向性は見えている、多分、出ない人はもちろん生活が大変で時間がないということもあるでしょうが、言葉だけのアンケートを見て、理解が難しいとか、そこに答えるのがやはりしんどいとか、言葉だけの情報ではなかなか入らないとか、保護者支援も必要な場合もあり、いろいろな意味でそういうスパイラルというか、そういうご家庭だと子どもへの教育力もやはり下がってしまうので、子どもの学力も着かない。他の県ですが1年生の学習支援をしていた経験があって、やはり、どういうふうにするのかなと私もすごく聞きたかったのですが、塾のようにとか、どこの時間をその子に使うのかといった時に、やはり、学校に居る時間が一番大事なので、その中で1年生の国・算35時間に加配をつけるとか、5、6年で差が付いたらかなり厳しいので、やはり、1年2年の内に底上げをするやり方をするとか、やはり、ここはものすごく大事で、食べることとか、虐待とは違うレベルですが、長い目で見た時に、自力で好きな仕事を選べるようにするというのは、大事なことだなと感じました。感想も含めて、意見です。

～会 長～

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

～事務局～

学習支援は、濱口委員がおっしゃいましたように、貧困の連鎖を断ち切る上でも非常に重要な取り組みだと考えております。ただ、教育委員会との連携が必要になってまいりますのが、その辺を今後、どういった視点で赤穂市で進めるべきかを検討して、第2期計画の間に、何らかの形で方向性が示せるようにしたいと考えております。

それから、保護者への支援としましては、現在もひとり親家庭の方に対して、高校卒業認定試験を目指す場合に助成する事業もございますので、そういうところの周知がなかなか行き届いていない部分もあります。さまざまなひとり親家庭への支援というのは、今現在もやっているのですが、生活実態調査のアンケートを見ましても、やっているのだけど知らないということがありますので、その辺の相談や情報の提供は、もう少し力を入れていきたいと考えております。

～会 長～

ありがとうございます。

～委 員～

こういう機会では、なかなか意見が届かないので。

先ほどの学習支援ですが、関西福祉大学には教育学部があったり、保健・体育がありますし、大学の教育学部の方は、本当に学習支援などがプラスになると思うので、その辺と連携をしながら、大学とか、市民会館などで、学生さんに教えてもらうと子どもはすごくいいので、そういう取り組みを、こども食堂とは別に学習支援の補助的な取り組みがあればと思います。加西市などはして、市と連携して、ボランティアの学生さんが来て、本当に交通費程度なんですけど、それで学生もスキルが上がるので、そういった学習支援は結構、実はあるので、そういった形で大学との連携はいいのではないかなという、意見です。

それと、指標の、地域における子どもの居場所の箇所数ですが、今、こども食堂は赤穂と尾崎の2箇所です。どうしても1校区に1つの居場所をいうことで、個別に当たっていて、何とかやってくれそうなどころはあるのですが、具体的なことを私から説明するというよりも、行政側もこういう居場所に取り組んでいただきたいというアプローチがあれば、もっと、じゃあやってみようかなとなると思うのです。私たちが対応して、こういうことをやるというのは全然、問題はないのですが、行政側もその辺をもう少しやっていただきたいというのが今の希望です。

～事務局～

行政といたしましても、いきいきサロンの研修会の場でPRをしてみたり、皆さんに広く知っていただくということで、「広報あこう」でも特集を組ませていただいたりしているのですが、なかなか実際にこういうのをやってみたいという方が直接、分からないということがあります。是非、そういう声をお聞きになったら、子育て健康課のほうまでご連絡いただきまして、その際は直接、ご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

～会 長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

～委 員～

いくつかお聞きしたいことがあるのと、今日ずっと話を聞きながらずっと思っていたのが、いろいろ行政でしてくださっていることはたくさんあるのですが、周知の仕方が難しいと感じています。と言うのが、3歳児保育に絡むのですが、私たちも「広報あこう」など、いろいろなところからの情報が保護者の方にも入っているだろうと思っていたのですが、「気づいたら申し込みが終わってしまっていたのですが、どうにかなりませんか」という問い合わせが来たこともありました。いろいろ周知の仕方、アピールの仕方について、先ほどから出ていると思うのですが、どうしたらいいという答えが私は言えないのですが、それが大きな課題の一つかなと感じながら、聞かせていただいていたいました。

少し、お聞きしたいことがあります。69 ページの 67 番の「母親クラブの充実」ですが、これは、各地域に多分、母親クラブはあると思うのですが、充実ということで継続して残していかれるということなんですが、ちらっと無くなる場所があるということもお聞きしたのですが、その地域に関する情報を何か情報としてお持ちでしょうか。

～事務局～

若干、聞いてはおります。

～委員～

そこはやはり、お子さんの数が少ないということで、母親クラブが無くなるのかなと思うのですが、それはもう、皆さん納得の上で、無くなるという方向に進んでいったのでしょうか。

～事務局～

まだ、具体的な話をしているわけではなく、私たちも小耳に挟んでいる程度ですので、今後、その辺は団体とお話をさせていただきたいと思っております。

～委員～

ありがとうございます。

次に 74 ページです。これを直接、お尋ねするのはどうかと思うのですが、3 歳児保育です。量の確保方策のところ、1 年ずつ、25 名増えていくということは、確実に 1 園ずつ増えていくのかなと想像してしまいましたが、本当に職員が大変不足しておりますので、その辺りを指標に掲げると、誤解が生じないかなと思っております。大丈夫でしょうか。

～事務局～

先ほどの説明の中でも、お伝えはさせていただいたと思いますが、事務局としてはまずは 3 歳児保育を利用したいという保護者の方の思いを大事にしていきたいと思っております。しかしながら、定員を増やすということは、すなわち、クラスが増えていくということになれば、担任の先生やお部屋が必要になってきます。当然、そういった場合は、財源的な問題もございます。あと、3 歳に関して言えば、保育所を利用されている方もおられますし、また、ご家庭で育てるという保護者の方もおられるでしょうし、さまざまなニーズがあるかと思っております。また、幼児教育・保育の無償化によりまして、ニーズも多様化してくると思っております。そういったいろいろな状況を勘案しながら、ニーズを見極めながら対応していきたいと考えております。

～委員～

ありがとうございます。

もう一つです。64 ページの「障がいのある子どもの早期発見・早期支援」のところですが、★印で「特別な配慮・支援を必要とする子どもを対象とした相談事業を実施し」とあるのですが、★印なので新規に限られていることなのかなと思うのですが、今もこういうことをしているとは思いますが、新規に何か考えてくださっているようなことがあるのでしょうか。

～事務局～

こちらにつきましては、相談の事業の中で発達検査を含めて、支援をしていけばいいのではないかと、今後、検討を進めるという内容になっております。

～会長～

今までは、なかったんですね。

～事務局～

発達検査を独自にはやっておりません。

～委員～

保健センターなどでしてくださるという捉え方でいいのですか。

～事務局～

まだ、それは検討段階ではありますが、そういう方向でということでございます。

～委員～

ありがとうございます。

～会長～

他にございませんでしょうか。

～委員～

何点かあるのですが、1点目は、参考資料3の達成度の指標がありますが、いろいろと項目を書いていただいて、数値化で見られるものを選定しているのではないかと思うのですが、ここまで行ったら達成したとか、目標とか、5カ年計画の中で1年目はここ、2年目はここ、最終的にはここというようなことが、各項目において設定できているのかということが1つ。

私は連合という労働組合の代表で来ていますが、基本目標2の中の「父親の育児休業の取得率」という項目があるのですが、この内容を60ページとか、61ページを見せていただくと、ワークライフバランスの考え方を普及・啓発しますとか、企業に働きかけますとか、そういう内容が主だなどと思っています。

男性の育児休業は、私どもの中でも課題の一つで、なかなか取れないというのが実態です。私の会社だけで言うと、もう10年間くらいやっているのですが、1人だけ1年間くらい取っていただいたという実績で、やはり、なかなか取れていないのが実態でございます。やはり、企業側が行政側にお任せするのではなくて、企業側がしっかり休ませないといけないとか、休むことに対しても、その職場がしっかりバックアップすると、戻って来てもちょうど働く所を確保しておくから、しっかり休めよということでないかと、休めないのが実態なのかと思います。行政側から企業に働きかけるだけでは難しいのかなという感想が一つあります。例えば、市役所のだれかが率

先して取っていただいて、俺が取った時には職場がこんなバックアップをしたよとか、そうした体験談を話していただくような場を設けていただければ、啓発の活動にもつながるのかなあと思っていますので、そういったところもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

～事務局～

先ほど、おっしゃっていただきました5年後、こうなるだろうという達成度の目標数値ですが、こちらについては内部的には考へているのですが、この指標自体がいいのかどうか、他にこういった指標が使えるのではないかなど、皆さんのご意見をお伺ひしたいと思ひておりましたので、最終的には令和6年度はこういう数字ということでお示しできたらと考へておりました。

それから、育休の取得ですが、ニーズ調査におきましても、男性の取得率が非常に少なくて3%以下くらいだったということで、ワークライフバランスを進める上で、非常に重要な課題であるということは、委員を含めて、共通認識かなと思ひておりました。市役所が率先して取って行くという方向につきましては、人事課のほうに伝えたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

～会 長～

はい、お願ひします。

～委 員～

父親の育児休業についての指標ですが、会社が取得を押しつけてバックアップをしていくというのは大賛成なのですが、多くはいないと思ひますが、私のような何もできない父親もいますので、育児休業の父親の取得が、本当にお母さんにとってプラスになるのかというのは、これは、私は疑問だと思ひておりました。逆に、正社員で働いているお母様方が育児休業を取って、復職をした率のほうが本来、あるべきことではないか。つまり、正社員で入ったが子どもを育てるために一旦、仕事を止めました、それによって、非正規やパートになるということになれば、結局、働き方改革にとっては大きく変わってくるので、どちらかというところ、お母様の育児休業取得後の復職率が、指標としては一番大きいのではないか。特に日本は復職率が低いので、お母様の正社員人数は非常に少ないと聞いておりましたので、いかがかなというのが私の意見です。

～事務局～

委員におっしゃっていただきました項目につきましても、ニーズ調査に、「職場復帰の有無」としてあがっております。この結果が、今回のニーズ調査では、割と高かったということもありましたので、一番低い男性の育児休業率の方を挙げたという状況があります。これは検討課題として、内部で協議をさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

～会 長～

他にございませんでしょうか。

～委員～

先ほどの、達成度の指標について、ここで意見を言うということで、基本目標1の「施策の方向3」のところですが、乳幼児一時預かり事業の利用者数もあるのですが、先ほどから話題になっている「病児・病後児保育の実施」の実績等も指標に入れていただけたらと思います。今、1日3名でスタートしているのですが、今後もたくさんニーズが出てくると思いますので、そういった取り組みができていくかということで、これも入れていただけたらと思います。以上です。

～事務局～

一応、施策の方向性ごとに、1項目ということで今回、設定しましたので、病児・病後児保育は、登録者数を増やしたいという思いは担当課としてもございます。一時預かり事業もリフレッシュ目的でも使えますので、そういう意味でこちらの件数をあげればどうかと思ったのですが、病児・病後児保育の状況とどちらがいいのか、こちらのほうも、まだ、検討させていただきま

～委員～

失礼します。68ページの64番の「心の問題に配慮した相談体制の充実」のところですが、第1期の分の25ページの75番の部分だと思うのです。その中で、不登校、いじめなどという文言の部分は、これは新規ではないのでしょうか。ちょっとその辺の部分がよく分からなくて。例えば、75番が64番であれば、この部分は追加なのか、これはどうなんでしょうか。

～事務局～

この計画ができたのが平成27年で、そこから5カ年の間に、結構、拡充などをして、実際に担当課が取り組んでいるということがあります。これが2期計画としてスタートする時点では、事業の分類としては継続になるのですが、でも、中身としては拡充しているというような事業は非常に多くございます。

～委員～

分かりました。

～会長～

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。会議が始まりましてから、なんと、かなりの時間が経っています。熱心にご協力いただいて、感謝ですが、いかがでしょうか。

今後の予定としては、この素案を基に計画を立てて、パブリックコメントに出してというスケジュールですが、こちらの素案について、今日、かなり意見を出していただいたのですが、まだ不備があるということがあるかも知れませんが、そういう時には後で「ここはどうでしょうか」ということをお伝えしてもよろしいのですね。

今日の会議で、もし気がついたことやこれはどうなのかということがあったら、出していただ

けたらと思います。年度内に計画等をまとめて、パブリックコメントに出して、新年度4月から計画をスタートするという事ですので、それ程時間は無いというのが実情だと思いますので、もし、お気づきのことがございましたら。

～事務局～

先ほど、委員から3歳児保育についてご質問があった件ですが、事務局としましても、3歳児保育を平成30年度から試行実施を始めまして、今年は塩屋幼稚園と尾崎幼稚園、来年度は赤穂幼稚園を加えまして、3園で実施することにしております。今後、どのように進めていくべきか、こちらにもニーズなどを調査しているのですが、なかなかつかみきれない状況でございます。そこで、皆さんのほうから、ご意見やこのようにしたほうがいいのではないかというご意見がございましたら、参考にお聞かせいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

～会長～

この辺りについて、ここでは是非、開園してほしい、ということでも構わないということでしょうか。希望としては、是非、開園してほしい、クラスを増やしてほしいということでしょうか。どのようなものでしょうか。

～委員～

尾崎幼稚園ですが、今年から3歳児が始まって、保護者の方は本当に行かせて良かったと言ってくださっていますので、きっと、3歳の保護者の方は通わせたいというのが本当は実情だろうなと思います。ただ、先ほど、課長も言われましたが、職員の数が足りないという大きな問題に直面していたり、施設面のことなど、課題がまだまだたくさんあるので、いきなり全員、入りたい人が入るようにしたらいいという、一度にとというのはやはり難しいと、私個人は感じていますが、保護者は入れたいという思いが皆さん、あるのではないかと感じています。

～委員～

私立幼稚園なので、その辺が痛いところでもあるのですが、保育所さんや2号を受けられる枠がいっぱいあればいいのですが、現実としては、1号さんがそちらに流れるということ、お母さんたちはそうできるのであれば少しでも働ければとなると、そうしたら、どんどん楽な方、子どもを離す方向に行くという中で、やはり、幼稚園の教育としての価値を置いているところがどんどん見失われて行く部分もあるし、それから、認定子ども園など、難しいところですが、子どもがものすごく増えるわけではないので、子どもの取り合いという中でやるということは、どこかがすごく忙しくなるけど、どこかは段々、もしかしたら、今後の生き残りを考えて行くとか、方向性を考えて行く時期にもなるかなと考えています。すごく大事な問題なので、連携という中で、姫路市は10何園もあるので幼稚園連合会が力を持っているのですが、赤穂市は、私立幼稚園は1園ですし、認定こども園も声を出せる場面もなく、その辺は、必要なかという根本的な問題にもなっていくので、興味がありつつ、自分の問題と直結してしまうので、声は出しにくかったのですが、その辺はすごく、どうお考えになっているのかは聞きたいし、一緒に考えて、必要なことには協力できるような仲間でありたいと感じています。私の個人的な意見です。

～会 長～

ありがとうございます。個人的な感想でも構いません。いかがでしょうか。

～事務局～

貴重なご意見、ありがとうございます。委員からのお話につきましても、保護者の方が希望されているというのは、アンケートを利用者の皆さんに取らせていただいて、非常に実感はしているところでございます。また、一方で、実際に、保育を担当いただく幼稚園の先生方につきましても、赤穂市で初めてのことで、今、いろいろ試行錯誤しながら、また、研修もしながら、取り組んでいただいているところでございます。当然、一度にということになれば、逆に子どもさんにもちゃんとした教育ができないという恐れもありますので、そこは段階を踏んでとは考えております。

また、あけぼの幼稚園さんのお話ですが、当然、少子化の中でそういった恐れもあるというのは理解するところなのですが、私立幼稚園は特色がございますし、また、公立の保育所や幼稚園は、地域もございますが、公立の良さがあって、それぞれが良さを生かしながら協力し合って、赤穂市の子どもさんのために取り組んでいく必要があるかと思っております。今後とも、情報交換等、よろしく願いいたします。

～会 長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に1つだけ。59ページ「教育・保育サービスの充実」ということで、27番の4つ目の○のところですが、「公私、施設累計を問わず市内の教育・保育施設合同で研修会を実施するなど、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります」とありますが、継続事業ということで、既に行っているということだと思いますが、非常に赤穂の場合には公立園が多くて、先ほどもお話がありました。民間の園というのは非常に少ないのですが、それでも、やはり、一緒にこういう機会を設けていくというのは、大変、貴重なことではないかと思っております。公立、私立、民間を問わず、合同での研修会はどれくらいの頻度かとか、ほとんどの園が参加しているとか、そういうことで何か、お分かりになるとことはございますでしょうか。

～委 員～

何回というのすぐに言えないのですが、つい先日も、市内の保育所、幼稚園、私立のあけぼのさん、あおぞらさんと一緒に、特別支援の研修会一緒に行って、一緒に勉強したことがあります。私が直近で思い出せるのが、それくらいしかないのですが、私立の先生方とも一緒に、同じ方向で子どもたちを支えていきたいという願いのもと、研修を積んでいるところです。

公立の幼保の教員、保育士の間では、短期交流授業ということで、1日は保育所に行きます、1日は幼稚園に行きますといった体験学習みたいなことをして、お互いに学び合えるような機会をもつなど、継続して行っています。

～会 長～

ありがとうございます。

～事務局～

ちょっと補足にはなるのですが、この10月から、幼児教育の無償化に向けまして、さまざまに事業所の方とお話をさせていただく機会がございまして、その中で特に、今回、いわゆる認可外の施設の方にもお声を掛けさせていただいて、一緒に研修をさせていただいたのですが、なかなか研修の機会が少ないということで、今年から初めて、お声を掛けてさせていただいたという状況です。今後も機会を設けて、見つけて、一緒に研修を行っていただければと思っております。

～会長～

ありがとうございます。

長時間にわたって、申し訳ありません。他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。本当にたくさんのご意見をちょうだいして、こちらを基に素案から計画を整理していただきますが、もし、ここが言い足りませんでした、ここはどうなのでしょうということがございましたら、事務局にお伝えしてもよろしいということでした。期日があるようですので、それは後程、お伝えいただければと思います。

まずは、今日は皆様のご協力、長時間にわたり、ありがとうございます。では、事務局にお返しいたします。

4. その他

～事務局～

本当に長い時間、皆様、お疲れ様でした。ありがとうございます。本日いただいた貴重なご意見を踏まえまして、素案を修正しまして、次回の会議で計画案として、皆様にお示しできるように、こちらのほうで作業を進めてまいりたいと思います。その際、文章につきましても、もう少し内容を整理するなどの見直しを行ってまいりますので、その点につきましても、ご了承をよろしくお願いいたします。

今後の具体的なスケジュールですが、12月24日に第4回の会議を予定しております。ご案内は、また追ってお知らせしますので、よろしくお願いいたします。この12月24日第4回の会議で、皆様に計画案をご承認いただきまして、その後、年明け、だいたい1月6日ごろをめぐって、パブリックコメントを実施する予定であります。皆様からのご意見は、タイトなスケジュールになっておりますので、大変申し訳ないのですが、11月22日までに、子育て健康課までお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見を、計画案に反映させまして、最終は2月に第5回の会議を予定しておりますが、こちらのほうで、計画を最終決定する予定でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、以上になります。半田先生も長時間、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第3回赤穂市子ども・子育て会議を終了いたします。

5. 閉会

以上